

令和 7 年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイ特法）第 26 条の規定に基づき、県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するための調査を実施した。

1 調査結果

県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌について調査を実施した。

その結果、玉川（新玉川橋）、里川（新落合橋）、山田川（東橋）の水質（1. 1, 1. 3, 1. 3pg-TEQ/L）が環境基準を超過したが、それ以外の全ての地点で環境基準を達成した。

表 1 調査結果の概要

区分(単位)			地点数	調 査 結 果	環 境 基 準	超過地点 (濃 度)	参 考 R6 年度
大気(pg-TEQ/m ³)			10	0.0085 ～ 0.043	0.6	なし	なし
公共用水域	水 質 (pg-TEQ/L)	河 川	26	0.021 ～ 1.3	1	玉川、里川、 山田川 (1.1, 1.3, 1.3)	山田川 (1.6)
		湖 沼	2	0.12 ～ 0.13			
		海 域	2	0.021 ～ 0.036			
	底 質 (pg-TEQ/g)	河 川	26	0.21 ～ 33	150	なし	なし
		湖 沼	2	16 ～ 21			
		海 域	2	0.21			
地下水(pg-TEQ/L)			22	0.018 ～ 0.062	1	なし	なし
土 壤(pg-TEQ/g)			22	0.018 ～ 10	1,000	なし	なし

2 環境基準超過地点の原因究明調査

超過のあった 3 河川について、検出された同族体構成比から、過去に流域で使用した農薬由来のダイオキシン類が主たる汚染原因と考えられた。

3 今後の対応

引き続き、河川等環境中のダイオキシン類による汚染の状況を把握するとともに、事業場に対して規制基準の遵守や施設管理の徹底について指導を実施する。